

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



## 平成 30 年度 1 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、1 月度の受付台数は 14,289 台で前年同月比 110.0%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 「基準月 変更・統一 要望書」の発行について

月毎の報告台数の平準化等を目的に、所有者・管理者様のご要望（承認）による基準月の変更及び統一の要望が増えております。「昇降機定期検査報告書 作成要領」の 127 頁の 5. に記入要領を記載していますが、お間違いなきよう再度ご確認をお願いいたします。

(1)所有者又は管理者の基準月変更希望の理由に合理性がある場合に、特定行政庁に承認を得た基準月を記入作成し提出して下さい。

(2)変更要望月は必ず現在の基準月から前倒しの月を設定して下さい。

※現在の基準月に対して基準月を前倒しで変更するため、変更する基準月に基づいて検査をする必要があります。

(3)基準月を統一した場合、複数台を取りまとめることができます。(取りまとめ条件あり)

※複数台の一部の基準月を変更する場合は、変更する物件と変更しない物件を分けて報告書を作成願います。

(例外)小荷物専用昇降機の既設物件を平成 30 年度中に新規登録される場合

### 2. 定期検査報告書の記載誤りについて

所有者の欄へ管理者情報を記載してしまったことから、矢印等を所有者欄と管理者欄を入れ替える意味で記載されることが稀にあります。定期検査報告書（第一面）（第二面）は建築基準法施行規則第 6 条第 3 項に則って作成された別記第 36 号の 4 様式（昇降機）と別記第 36 号の 10 様式（遊戯施設）の公文書です。記載内容を誤った場合は再作成をお願いいたします。

### 3. 当月基準月の報告書提出について

協議会では基準月内報告を奨励していますので、月末頃に当月基準月の報告書を提出されることも多々あります。年度末を迎える 2 月 3 月につきましては、例年受付台数が多くなることから、当該月基準の物件であっても、事前にお問合せ無くご返却する可能性も増えてまいりますので、検査実施後の速やかなご提出をお願いいたします。

### 4. 届出用紙記入時の元号「平成」の取扱いについて

新元号の発表前に届出用紙の記載において、5 月以降の年月日を記載する必要がある時、「元号はどのように記載するのか」との問合せがあります。協議会としては、発表までの間は「平成」を新元号に読替えて取扱いさせていただきますので、ご協力願います。

以上